

## ○建築基準法

(用途地域等)

第四十八条 第一種低層住居専用地域内においては、別表第二(い)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 第二種低層住居専用地域内においては、別表第二(ろ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

3 第一種中高層住居専用地域内においては、別表第二(は)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

4 第二種中高層住居専用地域内においては、別表第二(に)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

5 第一種住居地域内においては、別表第二(ほ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

6 第二種住居地域内においては、別表第二(へ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

7 準住居地域内においては、別表第二(と)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が準住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りで

ない。

- 8 田園住居地域内においては、別表第二(ち)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が農業の利便及び田園住居地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 9 近隣商業地域内においては、別表第二(り)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 10 商業地域内においては、別表第二(ぬ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が商業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 11 準工業地域内においては、別表第二(る)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 12 工業地域内においては、別表第二(を)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 13 工業専用地域内においては、別表第二(わ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 14 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域(以下「用途地域」と総称する。)の指定のない区域(都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。)内においては、別表第二(か)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が当該区域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得

ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

15 特定行政庁は、前各項のただし書の規定による許可(次項において「特例許可」という。)をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。

16 前項の規定にかかわらず、特定行政庁は、第一号に該当する場合においては同項の規定による意見の聴取及び同意の取得を要せず、第二号に該当する場合においては同項の規定による同意の取得を要しない。

一 特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転(これらのうち、政令で定める場合に限る。)について特例許可をする場合

二 日常生活に必要な政令で定める建築物で、騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な国土交通省令で定める措置が講じられているものの建築について特例許可(第一項から第七項までの規定のただし書の規定によるものに限る。)をする場合

17 特定行政庁は、第十五項の規定により意見を聴取する場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の三日前までに公告しなければならない。

(昭四五法一〇九・全改、平四法八二・平五法八九・平一八法四六・平二九法二六・平三〇法六七・一部改正)

(特別用途地区)

第四十九条 特別用途地区内においては、前条第一項から第十三項までに定めるものを除くほか、その地区の指定の目的のためにする建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な規定は、地方公共団体の条例で定める。

2 特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、前条第一項から第十三項までの規定による制限を緩和することができる。

(昭三四法一五六・昭四三法一〇一・一部改正、昭四五法一〇九・旧第五十二条繰上・一部改正、平四法八二・平一一法一六〇・平二九法二六・一部改正)

別表第二 用途地域等内の建築物の制限(第二十七条、第四十八条、第六十八条の三  
関係)

(昭三四法一五六・旧別表第一繰下・一部改正、昭三五法一四〇・昭三六法  
一一五・昭三七法八一・昭四五法一〇九・昭五〇法五九・昭五一法八三・  
昭五九法七六・昭六二法六六・平四法八二・平一〇法五五・平一八法四六・  
平二四法六七・平二六法五四・平二七法四五・平二九法二六・一部改正)

(い)	第一種低層住居専 用地域内に建築す ることができる建 築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 住宅</li> <li>二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの</li> <li>三 共同住宅、寄宿舎又は下宿</li> <li>四 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの</li> <li>五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>六 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>七 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第六項第一号に該当する営業(以下この表において「個室付浴場業」という。)に係るものを除く。)</li> <li>八 診療所</li> <li>九 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物</li> <li>十 前各号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除く。)</li> </ul>
(ろ)	第二種低層住居専 用地域内に建築す ることができる建 築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 (い)項第一号から第九号までに掲げるもの</li> <li>二 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル</li> </ul>

		<p>以内のもの(三階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>三 前二号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除く。)</p>
(は)	<p>第一種中高層住居 専用地域内に建築 することができる 建築物</p>	<p>一 (い)項第一号から第九号までに掲げるもの</p> <p>二 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</p> <p>三 病院</p> <p>四 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>五 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以内のもの(三階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>六 自動車車庫で床面積の合計が三百平方メートル以内のもの又は都市計画として決定されたもの(三階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>七 公益上必要な建築物で政令で定めるもの</p> <p>八 前各号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除く。)</p>
(に)	<p>第二種中高層住居 専用地域内に建築 してはならない建 築物</p>	<p>一 (ほ)項第二号及び第三号、(へ)項第三号から第五号まで、(と)項第四号並びに(り)項第二号及び第三号に掲げるもの</p> <p>二 工場(政令で定めるものを除く。)</p> <p>三 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設</p> <p>四 ホテル又は旅館</p> <p>五 自動車教習所</p>

		<p>六 政令で定める規模の畜舎</p> <p>七 三階以上の部分を(は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもの(政令で定めるものを除く。)</p> <p>八 (は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの(政令で定めるものを除く。)</p>
(ほ)	第一種住居地域内に建築してはならない建築物	<p>一 (へ)項第一号から第五号までに掲げるもの</p> <p>二 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>三 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>四 (は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの(政令で定めるものを除く。)</p>
(へ)	第二種住居地域内に建築してはならない建築物	<p>一 (と)項第三号及び第四号並びに(り)項に掲げるもの</p> <p>二 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が五十平方メートルを超えるもの</p> <p>三 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの</p> <p>四 自動車車庫で床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの又は三階以上の部分にあるもの(建築物に附属するもので政令で定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。)</p> <p>五 倉庫業を営む倉庫</p> <p>六 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で</p>

		<p>政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの</p>
<p>(と)</p>	<p>準住居地域内に建築してはならない建築物</p>	<p>一 (り)項に掲げるもの</p> <p>二 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が五十平方メートルを超えるもの(作業場の床面積の合計が百五十平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。)</p> <p>三 次に掲げる事業(特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて住居の環境を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)を営む工場</p> <p>(一) 容量十リットル以上三十リットル以下のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作</p> <p>(一の二) 印刷用インキの製造</p> <p>(二) 出力の合計が〇・七五キロワット以下の原動機を使用する塗料の吹付</p> <p>(二の二) 原動機を使用する魚肉の練製品の製造</p> <p>(三) 原動機を使用する二台以下の研磨機による金属の乾燥研磨(工具研磨を除く。)</p> <p>(四) コルク、エポナイト若しくは合成樹脂の粉碎若しくは乾燥研磨又は木材の粉碎で原動機を使用するもの</p> <p>(四の二) 厚さ〇・五ミリメートル以上の金属板のつち打加工(金属工芸品の製造を目的とするものを除く。)又は原動機を使用する金属のプレス(液圧プレスのうち矯正プレスを使用するものを除く。)若しくはせん断</p> <p>(四の三) 印刷用平版の研磨</p>

- (四の四) 糖衣機を使用する製品の製造
- (四の五) 原動機を使用するセメント製品の製造
- (四の六) ワイヤフォーマシングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの
- (五) 木材の引割若しくはかんな削り、裁縫、機織、撚糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立で出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの
- (六) 製針又は石材の引割で出力の合計が一・五キロワットを超える原動機を使用するもの
- (七) 出力の合計が二・五キロワットを超える原動機を使用する製粉
- (八) 合成樹脂の射出成形加工
- (九) 出力の合計が十キロワットを超える原動機を使用する金属の切削
- (十) メッキ
- (十一) 原動機の出力の合計が一・五キロワットを超える空気圧縮機を使用する作業
- (十二) 原動機を使用する印刷
- (十三) ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)を使用する金属の加工
- (十四) タンブラーを使用する金属の加工
- (十五) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機を除く。)を使用する作業
- (十六) (一)から(十五)までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、住居の環境を保護する上で支障があるもの

		<p>として政令で定める事業</p> <p>四 (る)項第一号(一)から(三)まで、(十一)又は(十二)の物品((ぬ)項第四号及び(る)項第二号において「危険物」という。)の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</p> <p>五 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの又はナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの</p> <p>六 前号に掲げるもののほか、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの</p>
(ち)	田園住居地域内に建築することができる建築物	<p>一 (い)項第一号から第九号までに掲げるもの</p> <p>二 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの(政令で定めるものを除く。)</p> <p>三 農業の生産資材の貯蔵に供するもの</p> <p>四 地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗その他の農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以内のもの(三階以上の部分をその用途に供</p>

		<p>するものを除く。)</p> <p>五 前号に掲げるもののほか、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以内のもの(三階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>六 前各号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除く。)</p>
(り)	近隣商業地域内に建築してはならない建築物	<p>一 (ぬ)項に掲げるもの</p> <p>二 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>三 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの</p>
(ぬ)	商業地域内に建築してはならない建築物	<p>一 (る)項第一号及び第二号に掲げるもの</p> <p>二 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が百五十平方メートルを超えるもの(日刊新聞の印刷所及び作業場の床面積の合計が三百平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。)</p> <p>三 次に掲げる事業(特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて商業その他の業務の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)を営む工場</p> <p>(一) 玩具煙火の製造</p> <p>(二) アセチレンガスを用いる金属の工作(アセチレンガス発生器の容量三十リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。)</p> <p>(三) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付(赤外線を用いるものを除く。)</p> <p>(四) セルロイドの加熱加工又は機械のこぎり</p>

を使用する加工

- (五) 絵具又は水性塗料の製造
- (六) 出力の合計が〇・七五キロワットを超える  
原動機を使用する塗料の吹付
- (七) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
- (八) 骨炭その他動物質炭の製造
- (八の二) せっけんの製造
- (八の三) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉  
若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の  
製造
- (八の四) 手すき紙の製造
- (九) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白
- (十) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛そ  
の他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又  
は漂白
- (十一) 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛  
又はフェルトの製造で原動機を使用するもの
- (十二) 骨、角、牙、ひづめ若しくは貝殻の引割  
若しくは乾燥研磨又は三台以上の研磨機によ  
る金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの
- (十三) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アス  
ファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、  
れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を  
使用するもの
- (十三の二) レディーミクストコンクリートの  
製造又はセメントの袋詰で出力の合計が二・五  
キロワットを超える原動機を使用するもの
- (十四) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (十五) 活字若しくは金属工芸品の鑄造又は金  
属の熔融で容量の合計が五十リットルを超え

		<p>ないるつぼ又は窯を使用するもの(印刷所における活字の鑄造を除く。)</p> <p>(十六) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、 るつぼ又はほうろう鉄器の製造</p> <p>(十七) ガラスの製造又は砂吹</p> <p>(十七の二) 金属の溶射又は砂吹</p> <p>(十七の三) 鉄板の波付加工</p> <p>(十七の四) ドラム缶の洗浄又は再生</p> <p>(十八) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造</p> <p>(十九) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワット以下の原動機を使用するもの</p> <p>(二十) (一)から(十九)までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、商業その他の業務の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業</p> <p>四 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</p>
(る)	準工業地域内に建築してはならない建築物	<p>一 次に掲げる事業(特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)を営む工場</p> <p>(一) 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百四十九号)の火薬類(玩具煙火を除く。)の製造</p> <p>(二) 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第七項に規定する危険物の製造(政令で定めるものを除く。)</p>

- (三) マッチの製造
- (四) ニトロセルロース製品の製造
- (五) ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造
- (六) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造(漆又は水性塗料の製造を除く。)
- (七) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造
- (八) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造
- (九) 木材を原料とする活性炭の製造(水蒸気法によるものを除く。)
- (十) 石炭ガス類又はコークスの製造
- (十一) 可燃性ガスの製造(政令で定めるものを除く。)
- (十二) 圧縮ガス又は液化ガスの製造(製氷又は冷凍を目的とするものを除く。)
- (十三) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、<sup>ふつ</sup>弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、<sup>りん</sup>磷酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸<sup>そう</sup>蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、<sup>ひ</sup>砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造
- (十四) たんぱく質の加水分解による製品の製

造

(十五) 油脂の採取、硬化又は加熱加工(化粧品の製造を除く。)

(十六) ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造

(十七) 肥料の製造

(十八) 製紙(手すき紙の製造を除く。)又はパルプの製造

(十九) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製

(二十) アスファルトの精製

(二十一) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜<sup>りゆう</sup>産物又はその残りかすを原料とする製造

(二十二) セメント、石膏<sup>こう</sup>、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造

(二十三) 金属の溶融又は精練(容量の合計が五十リットルを超えないるつぼ若しくは窯を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。)

(二十四) 炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉砕

(二十五) 金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業(グラインダーを用いるものを除く。)、びよう打作業又は孔埋<sup>あな</sup>作業を伴うもの

(二十六) 鉄釘類又は鋼球の製造

(二十七) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワットを超える原動機を使用するもの

		<p>(二十八) 鍛造機(スプリングハンマーを除く。)を使用する金属の鍛造</p> <p>(二十九) 動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造</p> <p>(三十) 石綿を含有する製品の製造又は粉砕</p> <p>(三十一) (一)から(三十)までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業</p> <p>二 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</p> <p>三 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの</p>
(を)	工業地域内に建築してはならない建築物	<p>一 (る)項第三号に掲げるもの</p> <p>二 ホテル又は旅館</p> <p>三 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>四 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの</p> <p>五 学校(幼保連携型認定こども園を除く。)</p> <p>六 病院</p> <p>七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの</p>
(わ)	工業専用地域内に建築してはならない建築物	<p>一 (を)項に掲げるもの</p> <p>二 住宅</p> <p>三 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p>

		<p>四 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>五 物品販売業を営む店舗又は飲食店</p> <p>六 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>七 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設</p> <p>八 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>
(か)	<p>用途地域の指定のない区域(都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。)内に建築してはならない建築物</p>	<p>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの</p>